

令和5年6月15日
こども未来部保育課

江東区大島第五保育園の指定管理者の選定手続きについて

「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「江東区保育所条例」に基づき、平成31年4月から指定管理者制度による管理運営を行っているところであるが、令和5年度末をもって現在の指定期間の満了を迎えるため、次のように再選定の手続きを実施する。

1 施設の名称・施設所在地

施設の名称	施設所在地
江東区大島第五保育園	江東区大島四丁目21番3-101号

2 現在の指定管理者・指定期間

現在の指定管理者	現在の指定の期間
株式会社 日本保育サービス	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで

3 選定方法

非公募による選定
(非公募の理由)

- (1) 利用者と施設事業者との高度な信頼関係が求められる保育施設において引き続き管理を行うことで、安定したサービスの確保と事業効果が期待できる。
- (2) 適正に保育施設の運営を行っている。
- (3) 年度評価(令和元年度～令和3年度)も優れており、指定管理者としての能力及び実績が十分にある。
- (4) 利用者アンケートでも多くの保護者から「大変満足」及び「満足」との高い評価を受けている。

4 今後の日程(予定)

日付	内容
令和5年8月	江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指定管理者候補者の決定
令和5年10月	第三回区議会定例会において指定議案の議決
令和6年3月	協定書の締結
令和6年4月	指定管理者による運営開始